防犯灯設置要望書の記入上の注意事項等

【要望書の記入方法及び注意点について】

・前年度より、ご提出いただく要望書の様式を「大和市防犯灯の設置及び移管に関する基準」に規定する様式に変更しています。

・また、ご提出先についても、これまでの自治会連絡協議会ではなく、市民生活あんぜん課（本庁４階）へ直接提出と変更しておりますのでご注意ください。

・要望書に添付いただく「防犯灯設置要望箇所の位置図（電柱番号等を記入）」については、様式を定めておりませんが、職員が夜間に現地確認を行いますので、可能な範囲で地図などを用い作成してください。

・また、私有地（私道を含む）に防犯灯の設置を要望する場合は、「防犯灯設置承諾書（第２号様式）」のご提出も必要であり、ご提出がない場合は、設置できませんのでご注意ください。

・電柱（電信柱、NTT柱）への設置の場合は、以下の写真を参考に「電柱番号」を必ず記入してください。

・番号札が複数ある場合は、上下両方の番号を記入してください。

・下の番号札が東電の場合は東電柱、下の番号札がＮＴＴの場合はＮＴＴ柱となります。

|  |
| --- |
| 下プレート  (この写真は東電柱の例） |

【設置可否の判断について】

・職員が夜間現地確認し、「大和市防犯灯の設置及び移管に関する基準」に基づき、設置の可否を決定します。

＜防犯灯の設置基準の主な内容（「大和市防犯灯の設置及び移管に関する基準」より）＞

・設置場所は原則として道路とする。

・設置場所は周辺住民の理解が得られている場所とする。

・灯具を取り付ける電柱又は鋼管ポールの建柱場所が私有地の場合は、土地所有者の設置承諾が得られ賃借料が無償である場所とする。

・防犯灯の設置間隔は、原則として防犯灯とその他の公共用照明から２５メートル以上とする。

・設置予定場所が店舗等の照明により、夜間の明るさが確保されている場合は、防犯灯は設置しない。

【その他】

・組織改正により、課名が「市民生活あんぜん課」に変わり、場所も本庁4階に移動しました。

・要望書等の作成や提出について、不明な点がありましたら市民生活あんぜん課にお問合せください。

・灯具器具設置後、通電手続き工事が行われるため、点灯までに時間を要する場合があります。